

## 05 言語について

### 01 アイヌ語

アイヌ語は、アイヌ民族が日常に用いてきた言語です。文法上の特徴は、主語などに応じて動詞や名詞の形が変化すること、否定や禁止の要素が動詞よりも前に置かれること、目的語となる名詞が動詞に取り込まれる抱合現象などです。

表記にはカナやローマ字を、アイヌ語表記に適した使い方に改めたものが使われます。表記法の細部は、研究者によって異なった方針が立てられており、正書法は定められていません。

「鳥」	チカブ	cikap
「秋」	チュク	cuk
「神」	カムイ カムィ	kamuy
「川」	ペツ ペト	pet
「クジラ」	フンペ	hunpe humpe
「綱」	トウシ ト°シ	tus

言語の系統関係（他のどの言語に近い）については、これまでに様々な説が立てられたものの、周囲に類似した言語が見られない孤立語です。日本列島の周辺には、日本語、韓国語（朝鮮語）、ニヴフ語など、同様に系統関係がわかっていない言語が複数あります。

いっぽう、日本語やニヴフ語、ウイルト語、モンゴル語などからの借用語（交流を通して取り入れた言葉）も多くあります。日本語との借用関係で興味深いのは、《ピウチ》（火打ち）《プタ》（ふた）《ポトキ》（仏）など、日本語の古い発音が借用語の中に残っている点です。日本語でこのような発音がされていたのは、記録による限りでは奈良時代以前のことと考えられます（ただ、日本語も同様ではありませんので、アイヌ語と隣接していた地域の日本語は、もっと後の時代までこうした発音を残していた可能性はあります）。

明治以降に《ヤウンモシリ》（北海道）などへ本州からの入植者が急増すると、アイヌ民族にも日本名の使用が求められたほか、行政上の手続きなど日本語を習

得なければ社会生活が行えなくなりました。アイヌ語やアイヌ語の影響を受けた日本語の発音は蔑視の対象となり、アイヌ語の使用はアイヌ民族が暮らす地域や家庭に限られていきました。1899（明治32）年にはアイヌ民族保護を名目に、政府は「北海道旧土人保護法」を制定しました。これによって同化政策を進め、新たに義務化された学校教育でもアイヌ語を用いずに日本語の授業を推し進めたので、アイヌ語は徐々に話されなくなりました。

従って、今日では、日常言語は、日本語やロシア語など所属する国家のマジョリティ言語であって、アイヌ語はおもに口承文芸、歌舞、神事での祈り言葉、民具名称及びその素材名などに使用されています。こうした状況にあって、戦前から自らの言語を研究したり、知識を書き留めておこうとする人々も増えました。知里幸恵や弟の真志保、おばの金成マツ、山辺安之助、千徳太郎治、二谷国松、鍋沢元蔵、尾澤カンシャトク、山本多助、葛野辰次郎、萱野茂といった人々が残した記録は、今日とても貴重な資料となっています。

80年代になると、自文化を肯定しようとする機運の盛り上がりと共に、アイヌ語を習得し、広める場として各地でアイヌ語教室が開催されるようになりました。また、1987（昭和62）年からは、《ヤウンモシリ》（北海道）内のラジオ局を通じて、アイヌ語講座が放送され、専用のテキストも制作されています。

90年代初頭には、アイヌ語指導者と言語学者が合同で協議する場が持たれ、各方言の取り扱い、カリキュラムや表記を検討されました。その成果は1994（平成6）年に『アコロイタッ アイヌ語テキスト1』としてまとめられました。

1997（平成9）年にアイヌ文化振興法が成立すると、国と北海道庁から予算措置がされ、アイヌ語教室やラジオ講座など既存の事業を引き継ぐ取り組みが進められました。年ごとにアイヌ語弁論大会が開催され、スピーチや、口承文芸を披露する場が設けられ、年々レベルが向上しています。

2008（平成20）年からは、後述するイオル（伝統的生活空間）再生事業の一環として、アイヌ文化の担い手育成事業（伝承者育成事業）がはじまり、歴史や工芸、信仰、法律などとともに、アイヌ語の指導も行われています。3か年を1期として、これまでに3期を終え、研修の参加者はアイヌ文化復興と普及に様々な形で携わっています。

近年では、家庭や友人との会話・メールなどでアイヌ語を使う人も増え、また交通機関の表示やアナウンスなど、公的な場でアイヌ語の使用を拡大しようとする動きが広がりつつあります。

2018（平成30）年に閉鎖されたアイヌ民族博物館では、敷地内のアナウンスや公演解説、特別展の展示解説文などにアイヌ語を使用してきました。2020（令和2）年4月に白老町に開設されるウポポイ（民族共生象徴空間）では、施設内における第一言語をアイヌ語とし、展示解説や施設表示のアイヌ語使用など、これまで以上に積極的な取り組みが予定されています。

現状での課題は、100年以上にわたって使用されなかったことから、語彙の不足を解消すること、教育プログラムと教材の整備、指導者の育成などです。こうした課題について、台湾やニュージーランド、ハワイ、フィンランドなど海外では、先駆的な事例が積み重ねられており、国際交流を通じて、こうしたノウハウを学ぶことも試みられています。

## 02 文字

アイヌ語を文字で記録する試みは、日本や朝鮮、中国など近隣の人々、あるいはヨーロッパの人々によって先鞭がつけられました。江戸時代には、幕府の役人、北方警備に当たった武士、商人に雇われて漁場に勤めた番人や、通訳などによって、アイヌ語や文化の貴重な記録が書き残されることが増えました。アイヌ民族自身が手紙を書いたという事例も知られていますが、松浦武四郎の記録によればアイヌ民族が文字を習得することについては和人から様々な圧力がかけられていたようで、本格的に文字の使用が普及するのは明治以降のことです。

なお、世界の言語が8千とも1万ともいわれるのに対し、文字を使用する言語は、僅かにその8%です。文字の使用は中央集権的な社会体制の要請によって使用されることが多く、権威と結びついています。言い換えれば、文字の使用を高度な文化の象徴とする感覚が日本では強くありますが、それは古代に漢字を取り入れた頃からの、中国王朝に対するコンプレックスの裏返しとも見えます。

文字の起源は商業取引にあって、品名、数量、生産地、売主、渡主、買主、日時などを確実に記録することで、正確を期することにあつたと言われています。また文字によって「史実」を書き残すことができるとされます。したがって、文字を使うものは領地と領民を管理し、また自己の正当性を述べ権威を強めるために歴史を書き残すことが常でした。もっとも、書き手には不要な部分を削除し、恣意的な描写も可能です。ですから口承史であっても文献史であっても「誰が何

の目的で残したものか」という視点での検証が必要なことは変わりありません。

文字の使用にまつわるこうした経緯から、文字の使用者はそれを独占しようとするのが常でした。そのため、本州においても庶民が文字の利便性を実感することができるようになったのは、ごく新しい時代でした。